

過失の修正事由である 「頭を出して待機」の適用場面

弁護士 北村 幸裕

1 はじめに

交通事故における過失割合の認定においては、別冊判例タイムズ38『民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準全訂5版』(東京地裁民事交通訴訟研究会編)(以下、「別冊判例タイムズ」という。)が実務上重要な役割を果たしている。民事訴訟のみならず示談交渉においても、交通事故の過失割合は、別冊判例タイムズに整理された事故態様に応じて基本的な過失割合を認定し、事故態様ごとに列挙されている個別の修正事由の有無を認定して、最終的な過失割合を定めるという手順を踏んでいるのが一般的である。もちろん、別冊判例タイムズに掲載されていない事故態様ではこの手順を踏むとは限らないことは言うまでもない。

そして、別冊判例タイムズに掲載されている事故態様のうち、路外から道路に進入しようとする車両(以下、「路外車」という。)と道路を走行していた車両(以下、「道路車」という。)とが出会い頭で接触した事故では、双方四輪車の場合、基本的な過失割合が、路外車が80%、道路車が20%と設定されている。当該事故態様では、いくつかの個別の修正事由があげられているが、その一つに、「頭を出して待機」という事由がある。当該事由が認められた場合には、道路車の過失が10%加重されるとされている。いかなる場合に、この「頭を出して待機」という修正要素に該当するかという問題は、交通事故の実務において時折問題となっている。

2 問題の所在

別冊判例タイムズでは、「頭を出して待機」とは、「路外車がそろそろ出てきて、道路に少し頭を出して待機した後、発進して事故になった場合」と定義されている。

ところが、道路には、歩道が設置されているものと設置されていないものがあるが、上記定義では単に「道路」とだけされているため、車両の「頭」が道路のどの部分まで出ている必要があるのかが明確ではない。上記の定義では、歩道が設置されている場合、路外車は、歩道上に頭を出して停止していれば足りるの

か、車道上に頭を出して停止している必要があるのか判断できないのである。

そこで、判例上、歩道が設置されている道路において、路外車がどこまで頭を出して停止していると「頭を出して待機」と認定しているのかについて、以下検討する。

3 判例について

「頭を出して待機」に関する判例を整理すると以下のとおりとなる。なお、以下の判例はいずれも、歩道が設置されている道路に関する事例であった。

- (1) 仙台地判平成11年10月29日自動車保険ジャーナル第1332号

道路車が二輪車、路外車が四輪車の事故である。道路車は車道を走行していたが、路外車は車道ではなく歩道上に停止していた。なお、道路車からは、歩道上に停止している路外車が相当程度手前から視認可能であったようである。

本件で裁判所は、路外車が車道上に頭を出していた場合ならともかく、歩道上に停止していたに過ぎないのであれば、過失相殺においてどれほど重要な要素ではないとして、「頭を出して待機」による修正を認めなかった。

- (2) 名古屋地判平成15年1月17日交民集36巻1号49頁

道路車、路外車ともに四輪車である。道路車は車道を走行しており、路外車は歩道上で一時停止した後、ゆっくりと前進して道路に進入し、道路上に再停止する直前で両車が接触した。

裁判所は、特段の理由を示さず、道路上に再停止する直前であったことを停止と同視して、「頭を出して待機」を認定した。

- (3) 大阪地判平成27年6月16日交民集48巻3号740頁

道路車が二輪車、路外車が四輪車である。道路車は車道を走行していて、路外車は歩道上に停止していたが車体は車道に入っていたなかった。

裁判所は、特段の理由を示すことなく、上記事情では、「頭を出して待機」と認定することはできないとした。

- (4) 横浜地判平成30年7月17日自保ジャーナル第2034号

道路車が原動機付自転車、路外車が四輪車である。道路車は車道を走行していて、路外車は歩道上に停止しており車体は車道に入っていたなかった。

上記(3)と類似の事例であるが、裁判所は、路外車が道路車が走行する道路に進入して待機していた

ものではないことから、「頭を出して待機」していると同視できる状況にはないと判断した。

(5) さいたま地判令和元年5月7日自保ジャーナル第2050号

道路車が自転車、路外車が四輪車である。道路車が歩道を走行していて、路外車は歩道上に停止していた。

裁判所は、道路車が走行していた歩道上に路外車が停止していたことを理由として、「頭を出して待機」を認定した。

(6) 京都地判令和3年6月4日自保ジャーナル第2104号

上記(5)と全く同じ状況であり、道路車が自転車、路外車が四輪車である。道路車が歩道を走行していて、路外車は歩道上に停止していた。

裁判所は、特段の理由は示さずに、路外車は「頭を出して待機」していたと認定した。

(7) 東京地判令和4年8月29日交民集55巻4号1049頁

道路車も路外車もいずれも四輪車である。道路車は車道を走行していて、路外車は車道上に停止していた。

裁判所は、特段の理由は示さず、路外車は「頭を出して待機」していたと認定した。

(8) 小括

以上の複数の判決を整理すると、例外の判断が認められないことから、歩道が設置されている道路では、「頭を出して待機」は、路外車の停止位置と道路車の走行位置との相関関係で判断していると断じてよさそうである。

すなわち、判例上、「頭を出して待機」を認定するためには、歩道を走行していた自転車との関係では、路外車が歩道上に停止している必要があり、車道を走行していた車両との関係では、歩道上に停止していただけでは足らず、車道に進入して停止している必要があると判断しているのである。

4 検討

上記の裁判所の結論は、「頭を出して待機」による過失の加重の趣旨から論理的に導かれるものではないとも思えるため、疑問を有する実務家も多いかもしれない。

そもそも、道路車にとっては、路外車が頭を出して待機している場合、待機していない場合と比べて、路外車が道路に進入する可能性が高まっていると考えられる。ところが、そのような道路進入の可能性が高まっているながら、道路車が十分な注意を払わず漫然と

走行して事故に至っていることから、「頭を出して待機」が認められると、道路車の過失を加重しているのだと考えられる。

道路車の過失が加重される当該趣旨からすると、道路車にとって、路外車が道路に進入する可能性が高まっていることを事前に認識できる状況にあれば、道路車の過失を加重する前提を満たすともいえる。そして、当該趣旨を徹底すれば、「頭を出して待機」の認定には、道路車が、路外車が停止している状況を事前に視認できたかどうかが極めて重要であり、路外車は歩道だろうが車道だろうが停止していればよいという結論になりえる。

しかし、判例は、上記のとおり、そのような結論をとっていない。これは、道路車にとって、自身が走行している道路部分(車道または歩道)の手前で停止している車両を視認したとしても、そのまま停止している可能性が否定できないとも考えられるため、道路への進入が差し迫っていることを認識せよというのが酷であるとの価値判断があるからと思われる。判例は、路外車が停止している位置によって、道路に進入する危険性の程度が異なるという見解に立脚しているのである。私見では、停止位置によって危険性の程度を異なって捉える判例の立場は、事故における過失の評価根拠事実を厳密に捉えているといえることから、妥当であると考える。

既に触れたとおり、これまでの判例上、例外なく上記の見解をとっていることから、実務家は、今後は無用な争点をなくし、早期の事案解決に資するよう、路外車が、事故の相手方である道路車が走行する道路の部分(車道または歩道)に進入して停止している場合に限って「頭を出して待機」が認定されることを確認しておくべきであろう。